

基本目標6 関係機関・団体等との連携

(1) 関係機関との連携

現状と課題

被害者の保護や自立支援を円滑に行うためには、DVセンター、警察、福祉事務所、市町村等などの関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援のそれぞれにおいて、緊密に連携し、被害者支援に取り組むことが必要です。

具体的な取り組み

- DVセンター、警察、福祉事務所、市町村等関係機関が連携し、DV対応マニュアルに基づく対応(再)
- DVセンターの連携調整機能の強化
相談や保護の中心的機関として各地域の相談機関等との連携強化の促進

(2) 民間団体等との連携

現状と課題

DV防止と被害者に対する保護、支援等については、社会福祉施設及び民間支援団体は大きな役割を担っています。

また、NPO等民間支援団体では、平成13年のDV防止法成立以前からDV被害者に対する相談などの被害者支援を積極的に取り組んでおり、平成13年以後、本県では、各団体をはじめ行政機関が連携を図り、被害女性の保護、自立支援を行うことを目的として、「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」を開催し、情報交換、DV防止のための活動を行っているところです。

今後も被害者の早期発見から自立支援に至る民間団体と緊密な連携、協力を図り、より効果的な被害者支援に取り組むことが必要です。

具体的な取り組み

- 県DVセンターを中心とした「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」の運営(再掲)
- 「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」において、DV被害者の相談事例集の作成等民間団体等との連携・協働を推進
- 民間団体等でのDV被害者相談等の実施
- 民間団体等がより柔軟で機動的な被害者支援を行うための情報提供、資料の提供